



定期第405号 令和3年12月24日発行

目次

は県例規集登載

【告示】

番号	表題	担当課名
780	特定調達契約について一般競争入札に付する件	管財課
781	同	同
782	指定管理者を指定した件	男女参画・人権課
783	同	次世代育成・青少年課
784	同	文化・未来創造課
785	指定障害児通所支援事業者を指定した件	障がい福祉課
786	大規模小売店舗立地法の規定による届出があった件	企業支援課
787	指定管理者を指定した件	次世代交通課

【教育委員会告示】

番号	表題	担当課名
1	指定管理者を指定した件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表題	担当課名
100	政治資金規正法の規定に基づき届出のあった政治団体の名称等を公表する件	
101	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があった件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
102	政治資金規正法の規定に基づく政治団体の解散の届出があった件		
103	政治資金規正法の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があった件		

【人事委員会規則】

番号	表	題	担当課名
	職員の勤務時間，休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則		

【公安委員会規則】

番号	表	題	担当課名
12	徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則		

【議会規則】

番号	表	題	担当課名
2	徳島県議会会議規則の一部を改正する規則		

徳島県告示第七百八十号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等の名称及び予定数量
徳島県万代庁舎で使用する再生可能エネルギー五十パーセントの電気
調達期間における予定使用電力量の合計 三、四五八、四〇〇キロワットアワー
- 2 調達物品等の特質等
仕様書による。
- 3 契約期間
令和四年二月二十五日から令和五年三月三十一日まで
- 4 調達期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 5 需要場所
徳島市万代町一丁目一番地
徳島県万代庁舎

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- 6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。
- 7 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

1 二の2の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和四年一月二十一日（金曜日）午後五時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八 六二一 二〇六六）

四 契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

五 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

1 期間

令和三年十二月二十四日（金曜日）午前九時から令和四年二月十八日（金曜日）午後五時まで

2 方法

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

六 事前に提出する書類の提出方法等

1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を3に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

（一） 入札参加資格確認票

（二） 二酸化炭素排出係数等適合証明書

（三） 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

2 提出期間

令和三年十二月二十四日（金曜日）から令和四年一月二十一日（金曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第三号）第一条第一項各号に掲げる日をいう。）を除く。）を除外し、（の午前十時から午後五時まで（正午から午後一時までを除く。））

3 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電子メールkanzai_ka_eshi_nsei@mail.pref.tokushima.jp）
ファクシミリ〇八八 六二一 二八二八）

4 提出部数

一部とする。

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和四年二月二十一日（月曜日）午後二時

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送（書留郵便に限る。）による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和四年二月一日（火曜日）から同月十八日（金曜日）までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

2 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金
免除

4 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額（税抜）が一致しない者は失格とする。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者のした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「徳島県万代庁舎で使用する再生可能エネルギー五十パーセントの電気の入札書在中」の朱書がなく、入札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

- (六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札
(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しないでした入札
(八) 明らかに連合によるものと認められる入札
(九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づき長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電話〇八八 六二二 一〇六四）

九 Summary

1 Nature and quantity of the products being purchased

Amount of electricity that will be used

by Tokushima Prefectural Government Office.

Estimated amount of Electric Power : 3, 458, 400kWh

Electricity from renewable energy used at Tokushima Prefectural

Government Office must be at least half of the electricity provided.

2 Period for the Submission of Tenders

Hand delivered submissions: February 21, 2022 by 2:00 p.m.

Submissions by mail: Must be delivered between February 1, 2022-
February 18, 2022.

3 For further information, please send all enquiries to the following address

Tokushima Prefectural Government
Property Management Division, Management Strategies Department

1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570

Tel: 088-621-2064

徳島県告示第七百八十一号

徳島県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成八年徳島県規則第二十二号）第一条に規定する特定調達契約について一般競争入札に付するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六第一項の規定により次のとおり公告する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 入札に付する事項

- 1 調達物品等の名称及び予定数量
徳島県六合同庁舎で使用する電気
- 2 調達期間における予定使用電力量の合計 一、九三一、一〇〇キロワットアワー
仕様書による。
- 3 契約期間
令和四年二月二十五日から令和五年三月三十一日まで
- 4 調達期間
令和四年四月一日から令和五年三月三十一日まで
- 5 需要場所

施設名	所在地
徳島合同庁舎	徳島市新蔵町一丁目六七
吉野川合同庁舎	吉野川市川島町宮島七三六 一
南部総合県民局阿南庁舎	阿南市富岡町あ王谷四六
同 美波庁舎	海部郡美波町奥河内字弁才天一七番地一
西部総合県民局美馬庁舎	美馬市脇町大字猪尻字建神社下南七三
同 三好庁舎	三好市池田町マチ一四一五番地

二 入札に参加する者に必要な資格

- 1 地方自治法施行令第六十七条の四の規定に該当しない者であること。
- 2 物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札参加資格審査要綱（昭和五十六年徳島県告示第二十六号）第四条第一項の規定による審査により入札に参加する資格を有すると認められた者であること。
- 3 徳島県物品購入等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- 4 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。
- 5 会社更生法（平成十四年法律第百五十四号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）に基づく再生手続開始の申立て又は破産法（平成十六年法律第七十五号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。

6 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けている者であること。

7 電源構成及び二酸化炭素排出係数の情報開示、二酸化炭素排出係数、未利用エネルギーの活用、再生可能エネルギーの導入等に関し、入札説明書に掲げる条件を満たす者であること。

8 調達開始日から供給をすることが可能である者であること。

三 入札参加資格審査の申請手続に関する事項

1 二の二の資格を有していない者で、この入札への参加を希望するものは、徳島県知事が定める一般競争入札（指名競争入札）参加資格審査申請書（以下「申請書」という。）に必要な書類を添付して、2の（一）に掲げる受領期限までに2の（二）に掲げる提出場所へ提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。なお、同期限までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

2 申請書の受領期限及び提出場所

（一） 受領期限

令和四年一月二十一日（金曜日）午後五時

（二） 提出場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課調度担当（電話〇八八 六二一 二〇六六）

四 契約条項を示す場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

五 入札説明書及び仕様書の交付期間及び方法

1 期間

令和三年十二月二十四日（金曜日）午前九時から令和四年二月十八日（金曜日）午後五時まで

2 方法

徳島県ホームページにおいて無料で交付する。

六 事前に提出する書類の提出方法等

1 入札に参加しようとする者は、二に規定する入札に参加する者に必要な資格の確認を受けるため、次に掲げる書類を3に掲げる提出場所に電子メール、ファクシミリ、持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便（簡易書留郵便を含む。以下同じ。）とし、提出期間内に必着のこと。）により提出すること。

（一） 入札参加資格確認票

（二） 二酸化炭素排出係数等適合証明書

（三） 電気事業法第二条の二の規定に基づき小売電気事業の登録を受けていることを証明する書類の写し

2 提出期間

令和三年十二月二十四日（金曜日）から令和四年一月二十一日（金曜日）まで（県の休日（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第二号）第一条第一項各号

に掲げる日をいう。)を除く。)の午前十時から午後五時まで(正午から午後一時までを除く。)

3 提出場所

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当(電子メールkanzai_ka_eshi_nsei@mail.pref.tokushima.jp、ファクシミリ〇八八 六二一 二八二八)

4 提出部数

一部とする。

七 入札手続等

1 入札及び開札の日時及び場所

(一) 日時

令和四年二月二十一日(月曜日)午後二時三十分

(二) 場所

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課入札室

(三) 郵送(書留郵便に限る。)による場合の入札書の提出期間及び宛先

(1) 提出期間

令和四年二月一日(火曜日)から同月十八日(金曜日)までに必着のこと。

(2) 宛先

郵便番号七七〇 八五七〇

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当

2 入札方法

(一) 入札書記載金額は、調達期間の電気料金の総価とすること。

(二) 落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の百分の十に相当する額を加算した金額(当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。

3 入札保証金及び契約保証金免除

4 入札の失格

入札書記載金額と入札内訳書記載の合計額(税抜)が一致しない者は失格とする。

5 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

(一) 二に規定する入札に参加する者に必要な資格がないと認められた者及び虚偽の申請を行った者とした入札

(二) 指定した日時までに指定した場所に到達しない入札又は郵便入札の場合であって封書の表面に「徳島県六合同庁舎で使用する電気の入札書在中」の朱書がなく、入

札書であることが確認できなかった入札

(三) 記名のない入札

(四) 入札事項を表示せず、若しくはその記載事項が不明確であり、又は一定の金額をもって価格を表示しない入札

(五) 同一事項に対してした二通以上の入札

(六) 他人の代理人を兼ね、又は二人以上の代理をした者の入札

(七) 代理人が入札する場合に委任状を提出しなかった入札

(八) 明らかに連合によるものと認められる入札

(九) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

6 落札者の決定方法

徳島県契約事務規則（昭和三十九年徳島県規則第三十九号）第十八条の規定により作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。落札となるべき同価の入札を行った者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

7 契約書作成の要否

8 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地

徳島県経営戦略部管財課

徳島市万代町一丁目一番地

9 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

八 その他

1 詳細は、入札説明書による。

2 本件特定調達契約は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百三十四条の三の規定に基づく長期継続契約である。次年度以降の予算が減額され、又は削除された場合は、契約の変更又は解除をすることがある。この場合において、徳島県は、当該契約の変更又は解除が行われたことによる損害賠償の責めを負わないものとする。

3 問合せ先

郵便番号七七〇 八五七〇 徳島市万代町一丁目一番地

徳島県経営戦略部管財課庁舎管理担当（電話〇八八 六二二 二〇六四）

九 Summary

1 Nature and quantity of the products being purchased

Amount of electricity that will be used
by the 6 Common Buildings of the Tokushima Prefectural Government Office.
Estimated amount of Electric Power : 1,931,100kWh

2 Period for the Submission of Tenders

Hand delivered submissions: February 21, 2022 by 2:30 p.m.
Submissions by mail: Must be delivered between February 1, 2022-
February 18, 2022.

3 For further information, please send all enquiries to the following address
Tokushima Prefectural Government
Property Management Division, Management Strategies Department
1-1 Bandai-cho, Tokushima City 770-8570
Tel: 088-621-2064

徳島県告示第七百八十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立人権教育啓発推進センター

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

特定非営利活動法人徳島ヒューマンネット

徳島市南沖洲二丁目一番四五 六 一〇二号

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

徳島県告示第七百八十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県青少年センター

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

徳島県青少年センター共同事業体

徳島市東大工町一丁目九番一号

三 指定の期間

令和四年一月一日から令和五年三月三十一日まで

徳島県告示第七百八十四号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立阿波十郎兵衛屋敷

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

特定非営利活動法人阿波農村舞台の会

徳島市南二軒屋町二丁目三番二号

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

徳島県告示第七百八十五号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の三第一項の規定により、指定障害児通所支援事業者として次のとおり指定した。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

指定障害児通所支援事業者		指定障害児通所支援事業を行う事業所		障害児通所 支援の種類	指 定 年月日
名 称	所 在 地	名 称	所 在 地		
特定非営利活動法人こども の発達研究室きりん 三号	徳島市新南福島一丁目六番 三号	きりん教室こつつ	吉野川市山川町川田四二九 番地六	児童発達支援 放課後等デイ サービス 保育所等訪問 支援	令和三年十一 月一日
株式会社豊結会	阿南市那賀川町小延三九番 地三	児童デイサービスセン ターFor You 八万	徳島市八万町下福万三番地 一	同	同 十二 月一日
合同会社光の風	同 富岡町中川原二番地 一一	放課後等デイサービス ルミエール	阿南市那賀川町上福井南川 淵一三四 五五	放課後等デイ サービス	同

徳島県告示第七百八十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出があったので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により、次のとおり公告するとともに、当該届出を縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、令和三年十二月二十四日から令和四年四月二十四日までに、県に対し、次により意見書を提出することができる。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

一 届出の概要

1 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	船橋 啓一

2 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 ケーズデンキ沖浜店
所在地 徳島市沖浜東三丁目六二番地ほか

3 変更事項

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

変更前

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
MULプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	船橋 啓一

変更後

氏名又は名称	住所	代表者の氏名
三菱HCキャピタルプロパティ株式会社	東京都千代田区丸の内一丁目六番五号	船橋 啓一

4 変更年月日

令和三年十月一日

二 届出年月日

令和三年十二月一日

三 届出の縦覧

- 縦覧の場所 徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課
- 縦覧の期間 令和三年十二月二十四日から令和四年四月二十四日まで
- 縦覧の時間 午前九時から午後五時まで

四 意見書の提出先及び意見書に記載すべき事項

1 意見書の提出先

郵便番号七七 八五七

徳島市万代町一丁目一番地

徳島県商工労働観光部企業支援課商業振興・経営支援担当

電話番号 八八 六二一 二三六七

2 意見書に記載すべき事項

(一) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(二) 意見の内容

(三) 意見を述べる理由

3 その他

提出された意見書についてはその概要を公告するとともに、徳島県商工労働観光部企業支援課及び徳島市経済部経済政策課において公告の日から一月間縦覧に供する。

徳島県告示第七百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和三年十二月二十四日

徳島県知事

飯

泉

嘉

門

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立航空旅客取扱施設

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

徳島空港ビル株式会社

板野郡松茂町豊久字朝日野一六番地二

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

徳島県教育委員会告示第一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十四条の二第三項の規定に基づき、次のとおり指定管理者を指定したので、徳島県公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例（平成十六年徳島県条例第五十号）第六条第一項の規定により告示する。

令和三年十二月二十四日

徳島県教育委員会教育長

榊

浩

一

一 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

徳島県立牟岐少年自然の家

二 指定管理者の名称及び事務所の所在地

岡田企画株式会社

徳島市一番町三丁目一六番地の三

三 指定の期間

令和四年四月一日から令和九年三月三十一日まで

徳島県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第六条第一項の規定に基づく政治団体の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により、その名称等を次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
さとう忠良後援会	佐藤忠良	渋谷久	阿波市市場町香美字郷社本三〇五・一	令和三年十一月十一日
比嘉奈津美徳島県後援会	大西和久	柴田享	徳島市北田宮一丁目八番六五号	令和三年十一月十九日
山田宏徳島県後援会	大西和久	柴田享	徳島市北田宮一丁目八番六五号	令和三年十一月十九日

徳島県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条第一項の規定に基づく政治団体の届出事項の異動の届出があったので、同法第七条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

一 政党の支部

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容	異動年月日
立憲民主党 徳島県第2区総支部	中野真由美	会計責任者の氏名	湯浅秀幸 日下佳子	令和三年十一月三十日

二 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動の内容		異動年月日
遠藤彰良後援会	皆本一雄	代表者の氏名	皆本一雄	新	令和三年十一月二十二日
三木とおる後援会	森秀司	主たる事務所の所在地	徳島市問屋町二九番地	新	令和三年十一月二十四日
金久博後援会	金久博	主たる事務所の所在地	阿南市新野町西光寺二二三番地一	二	令和三年十一月一日
			阿南市新野町片山一六番地	二	

徳島県選挙管理委員会告示第百二二号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十七条第一項の規定に基づく政治団体の解散の届出があつたので、同条第三項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
徳島創生フォーラム	前田道裕	令和三年十一月十九日

徳島県選挙管理委員会告示第百三三号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条第三項第一号の規定に基づく資金管理団体の指定の取消しの届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年十二月二十四日

徳島県選挙管理委員会委員長 中 田 丑 五 郎

森 本 尚 樹	資金管理団体の届 出をした者の氏名
も り も と 尚 樹 後 援 会	資金管理団体の名称
十 月 五 日	令和三年 取消年月日

。 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める

令和三年十二月二十四日

徳島県人事委員会委員長

森

俊

明

職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則の一部を改正する規則

。 職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（規則七 一）の一部を次のように改める

別表第二の十二の二中「六日」の下に「（体外受精その他の任命権者が定める不妊治療を受ける場合にあつては、十日）」を加える。

附 則

この規則は、令和四年一月一日から施行する。

徳島県公安委員会規則第12号

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年12月24日

徳島県公安委員会委員長 齋藤恒範

徳島県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

徳島県道路交通法施行細則（昭和47年徳島県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第16条を次のように改める。

第16条 削除

第28条第1項第1号ア中「規定する講習」の次に「（以下「安全運転管理者等講習」という。）」を加え、同項第3号を次のように改める。

(3) 講習終了証書の交付

ア 安全運転管理者等講習を受講した者には、別記様式第15号の16の安全運転管理者等講習終了証書を交付するものとする。

イ 自転車運転者講習を受講した者には、別記様式第15号の17の自転車運転者講習終了証書を交付するものとする。

別記様式第5号を次のように改める。

整理番号										
安全運転管理者に関する届出書										
年 月 日										
徳島県公安委員会 殿										
安全運転管理者を(選任・解任 ・届出事項を変更)				} したので			届出者(法人の名称・代表者)の住所・氏名 住所 氏名 (電話)			
届け出ます。										
選任年月日	年 月 日									
安全運転 管理者氏名	(ふりがな)									
資 格 要 件	生年月日 年 月 日(歳) (年齢)									
	運転の管理経験									
	1 2年 以上			2 公安委員会の教習 修了者で1年以上			3 公安委員会 の認定			
	本業種別 1 官公署 2 公社等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他()									
職務上の地位										
安全運転管理者 が運転免許を持 っている場合	免許の種類									
	免許年月日									
	免許番号									
	交付年月日									
交付公安委員会										
安全運転管理者 の勤務の態様	勤 務 日勤・隔日・その他()									
	副安全運転管 理者の有無 あり(名) なし									
安全 運転 管理者 の略 歴	勤 務 期 間	勤 務 所 名		職 名						
	自 . . 至 . .									
	自 . . 至 . .									
	自 . . 至 . .									
	自 . . 至 . .									
徳島県警察ホームページへの事業所名等の登載 <input type="checkbox"/> 承諾する <input type="checkbox"/> 承諾しない										

備考 1 届出者は、欄には記入しないこと。
 2 選任の届出書には、次の書類を添付すること。
 (1) 運転免許証の写し、戸籍抄本又は住民票の写し いずれか1通
 (2) 運転管理に関する証明書 1通
 (3) 運転記録証明書 1通
 3 添付書類のうち「運転管理に関する証明書」は、「安全運転管理者の略歴」欄を記入することでこれに替えることができる。
 4 大型二輪及び普通二輪の台数を計算する場合においては、大型二輪1台又は普通二輪1台は、それぞれ0.5台として計算し、()にその実数を記入すること。
 5 徳島県警察ホームページに事業所名及び住所(字名まで)を掲載することについて、該当するにレ印をいれること。

別記様式第 6 号を次のように改める。

別記様式第6号(第15条関係)

整理番号		副安全運転管理者に関する届出書
		年 月 日
徳島県公安委員会 殿		
副安全運転管理者を(選任・解任 ・届出事項を変更)	}	したので 届出者(法人の名称・代表者)の住所・氏名
届け出ます。		住所 氏名 (電話)

選任年月日	年 月 日			使用の本拠の 使用の本拠における 自動車台数・ 運転者数 前副安全運転 管理者	名称											
副安全運転 管理者氏名	(ふりがな)				位置											
資格要件	生年月日 (年齢)	年 月 日 (歳)			安全運転管 理者の氏名											
職務上の地位	1 運転の管理経験 1年以上	2 運転の経験期間 3年以上	3 公安委員会 の認定		業種別	1 官公署 2 公社等 3 農業 4 林業 5 漁業 6 鉱業 7 建設業 8 製造業 9 卸・小売業 10 不動産業 11 金融保険業 12 運輸業 13 電気ガス業 14 通信業 15 サービス業 16 その他()										
副安全運転管理 者が運転免許を 持っている場合	免許の種類				自動 車 台 数	乗 用 貨 物 大 小 大 普 通 計										
交付年月日	免許年月日					大 中 準 普 大 中 準 普 大 小 大 普 計										
交付公安委員会	免許番号					型 型 型 通 型 型 型 通 特 特 (実数) (実数) (実数)										
勤 務 日勤・隔日・その他()	補助者の有無	あり(名) なし				() () ()										
副安全運転管理 者の勤務の態様	勤務期間	勤務所名	職名		運 轉 者 数	免 許 種 別	大 中 準 普 大 特 小 大 普 計									
副安全運 転管理 者の略 歴	自 . . 至 . .					種 種 種 種 型 種 種 種 種 特 二 二										
自 . . 至 . .				専 従 予 備												
自 . . 至 . .				解任年月日		年 月 日										
自 . . 至 . .				氏 名												
				解任事由	1 死亡 2 退職 3 転任 4 解任命令 5 その他()											

徳島県警察ホームページへの事業所名等の登載 承諾する 承諾しない

- 備考 1 届出者は、欄には記入しないこと。
 2 選任の届出書には、次の書類を添付すること。
 (1) 運転免許証の写し、戸籍抄本又は住民票の写し いずれか1通
 (2) 運転管理に関する証明書 1通
 (3) 運転記録証明書 1通
 3 添付書類のうち「運転管理に関する証明書」は、「副安全運転管理者の略歴」欄を記入することでこれに替えることができる。
 4 大型二輪及び普通二輪の台数を計算する場合においては、大型二輪1台又は普通二輪1台は、それぞれ0.5台として計算し、()にその実数を記入すること。
 5 徳島県警察ホームページに事業所名及び住所(字名まで)を搭載することについて、該当する にレ印をいれること。

別記様式第 7 号を次のように改める。

別記様式第 7 号 削除

別記様式第 7 号の 2 を削る。

別記様式第 15 号の 16 を別記様式第 15 号の 17 とし，別記様式第 15 号の 15 の次に次の 1 様式を加える。

様式第15号の16（第28条関係）

安全運転管理者等講習終了証書

署別・整理番号

事業所名

受講者

殿

道路交通法第108条の2第1項第1号の規定に基づく
安全運転管理者等の講習を終了したことを証する。

年 月 日

徳島県公安委員会 印

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和4年1月4日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に提出されているこの規則による改正前の徳島県道路交通法施行細則（以下「改正前の規則」という。）別記様式第5号による安全運転管理者に関する届出書及び別記様式第6号による副安全運転管理者に関する届出書は、それぞれこの規則による改正後の徳島県道路交通法施行細則別記様式第5号による安全運転管理者に関する届出書及び別記様式第6号による副安全運転管理者に関する届出書とみなす。
- 3 改正前の規則別記様式第5号による安全運転管理者に関する届出書及び別記様式第6号による副安全運転管理者に関する届出書は、当分の間、所要の調整をしてこれを使用することができる。

徳島県議会規則第二号

徳島県議会議規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和三年十二月二十四日

徳島県議会議長 岩 丸 正 史

徳島県議会議規則の一部を改正する規則

徳島県議会議規則（昭和五十四年徳島県議会議規則第一号）の一部を次のように改正する。

目次中「第百三十条」の下に「・第百三十一条」を加える。

第百二十五条中「印刷して、」を削る。

第百三十条を第百三十一条とし、第十八章中同条の前に次の一条を加える。

（配布に代わる措置）

第百三十条 議長は、電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法をいう。）により、この規則の規定により配布することとされている文書及び議長が配布する必要があると認めたと文書を議員等が閲覧できる状態に置く措置を講ずることをもつて、これらの文書の配布に代えることができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。